

平成27年度
第3回 大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会
議事概要

日 時：平成27年10月7日（水）9時30分～12時00分
場 所：大阪府公館
出席者：増田部会長、石川委員、花田委員、藤田委員、二見委員

1 開 会

2 議事概要

会議の公開・非公開について審議した結果、原則として公開するが、事業選定にかかる審査については、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれる恐れがあるため非公開とすることを決定した。

議題1 みどりづくり推進事業の審査について（資料1）

申請のあった1件について、申請者からの事業計画内容等のプレゼンテーション及び部会委員からの質疑等を実施し、その内容を踏まえて、次の審査基準に基づき、項目ごとに5点の配点で審査。

【審査基準】

- ① 適切な維持管理を継続的に実施できる計画となっているか、その体制づくりができてきているか。
- ② 緑化活動を通じた地域との交流が計画されているか。
- ③ 整備後の具体的な活用方法が計画されているか。
- ④ 整備・管理費用について十分に検証された計画になっているか。
- ⑤ その他特筆すべき内容があるか。

各審査委員の評価点の合計点数※（加点項目も含む上記①～⑤の評価点合計）の平均値（小数点以下第1位を四捨五入）により事業の順位付けを行い、原則として高得点の事業から予算の範囲内で採択する。

申請のあった1件について、審査の結果、評価点の下限値以下であった。

議題2 環境保全基金の活用について

事務局から資料2に基づき、環境保全基金の今後の活用について説明の後、意見交換を行った。

- ① 事務局からの説明
 - ・今後、原則5年ごとに基金の活用方策に係る評価を実施し、適宜、見直しを行う。
 - ・直面する様々な環境問題に対応するため、環境保全基金を計画的に取崩し、各種事業を展開する。

- ・温室効果ガス排出量削減の長期目標年次である 2050 年まで、国・府拠出金（10 億円）を除く基金を取り崩して活用し、事業を実施することとし、取崩しの上限額を設定
- ・先の考え方から、各年度の取崩額の上限を概ね 24,000 千円とする。なお、当該年度の寄附、利息の見込額と取崩上限額の範囲で事業を実施する。
- ・現行の運営要綱等は基金運用益のみを活用することを前提に整備しているので、実情に即した運営要綱等の改正を実施する。
- ・基金を活用して実施する事業については、「あらゆる世代が協働し、快適に暮らせる持続可能な社会づくり」を目指し、「環境活動を担う人材の育成」「協働による環境活動の推進」「暮らしやすく快適な都市環境の創造」という 3 つの観点から検討していきたい。
- ・具体的な事業内容については事務局で検討しており、次回以降の部会で提示させていただく。

② 委員の意見

- ・基金を活用した既存事業に対する評価と、来年度以降も継続して実施するのであれば、何らかの理由付けが必要。
- ・環境活動の「環境」の中身がかなり幅広いので、具体的に新規事業を検討する際には、どういった環境活動を想定しているか、示していただいた方が議論が深まる。
- ・支援団体の中には府域の様々な地域で多層的な活動を展開されているところもあり、事業を実施する際にはそういった方々も取り込めるようなものであってほしい。
- ・本部会では環境とみどりの案件を審議しているが、環境という概念の方が大きいので、環境の中の一部に緑化活動のようなものが含まれる。その辺をみどりの基金とどう棲み分けるか、明確にしておく必要がある。
- ・2050 年までの基金の使い方の中期計画的なものを設けるのはどうか。府の新環境総合計画と連動させるというのがあるかもしれないが、環境保全基金としての見通しがある方が良い。例えば、講師の育成であれば、最初の 5 年でこういう人を育てて、次の 5 年でその人達がこういう活動を行って花開いていくといったストーリーがあると良い。
- ・ばら撒きにならないように、かつ、何となく波及したとならないような、しっかりとしたストーリーを組み立てる必要がある。
- ・府の予算で従来からやっている事業との関連や重複の有無といったところも具体的な検討の際には見ていく必要がある。

③ 結果

委員意見を踏まえた事務局案を次回の部会で提示することになった。

3 閉 会

以上